

AI翻訳プラットフォームサービス利用規約【現改比較表】 2022年3月1日現在

～2022年3月31日

2022年4月1日～

別紙3

第1条（略）

(欧州経済地域の個人情報の取り扱い)

第2条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

2 契約者が欧州経済地域の個人情報を含むデータ（以下「EEA 個人データ」といいます）を当社に送信し、当該 EEA 個人データの処理または再処理を当社が行う場合、別紙4に規定する一般データ保護規則条件が適用されるものとします。

3 本サービスの利用による EEA 個人データの移転には、別紙5に規定する標準契約条項（処理者）が適用されるものとします。

別紙3

第1条（略）

(欧州経済地域、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の個人情報の取り扱い)

第2条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

2 契約者が欧州経済地域の個人データを含む契約者データ（以下「EEA個人データ」といいます）を当社に送信し、当該EEA個人データの処理または再処理を当社が行う場合、別紙4に規定するEEA一般データ保護規則条件が適用されるものとします。

3 本サービスの利用によるEEA個人データの欧州経済地域から日本への移転は、GDPR第45条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。

4 グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下、「UK」といいます。）の個人データを含む契約者データ（以下、「UK個人データ」といいます。）の処理または再処理を当社が行う場合、別紙5に規定するUK一般データ保護規則条件が適用されるものとします。

5 本サービスの利用によるUK個人データのUKから日本への移転は、UK GDPR第45条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。

～2022年3月31日

2022年4月1日～

別紙4 一般データ保護規則条件

本一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、AI 翻訳プラットフォームサービス（以下、「本サービス」といいます）の提供における契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとします。

第1章. 定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、AI 翻訳プラットフォームサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「当社設備」とは、本サービス提供のために当社により所有、リース、または提供される設備をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「（データ）管理者」とは、単独でまたは共同して個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

「標準契約条項（処理者）」とは、欧州委員会の Decision C (2010)593 に基づき欧州委員会が採択した Standard Contractual Clauses（随時更新される。）をいいます。

別紙4 EEA一般データ保護規則条件

本一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、本サービスの提供における契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、契約者がEEA個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとします。

第1章. 定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、AI翻訳プラットフォームサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「当社設備」とは、本サービス提供のために当社により所有、リース、または提供される設備をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「（データ）管理者」とは、単独でまたは共同してEEA個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>「契約者データ」とは、当社が提供・管理するソフトウェアまたはシステムにより本サービスの一部として提供する当社の設備上に契約者が保管するデータをいいます。</p> <p>「データ保護影響評価（Data Protection Impact Assessments）」および「データ主体（Data Subject）」とは、GDPR に定める意味を有します。</p> <p>「データ保護法」とは、GDPR を含む欧州連合または加盟国の個人情報の保護に関する法令をいいます。</p> <p>「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。</p> <p>「エンドユーザ」とは、契約者を通じて本サービスを使用するか、契約者に対して提供された本サービスにアクセスする者をいいます。</p> <p>「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016 年 4 月 27 日に欧州議会および作業部会により制定された規則（EU）2016/679 であり、EU データ保護指令（95/46/EC）を引き継ぐものをいいます。</p> <p>「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先（email アドレス及び住所を含む。）などの識別子を参照することによって直接的または間接的に特定することができる、識別された、または識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。</p> <p>「プライバシーシールド」とは、米国商務省および欧州委員会によって制定されたプライバシーシールド原則および補則を含む欧州連合-米国間のプライバシーシールドに関する枠組みをいいます。</p> <p>「処理」または「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正または変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知またはその他周知を可能なものにする、整理また</p>	<p>「契約者データ」とは、当社が提供・管理するソフトウェアまたはシステムにより本サービスの一部として提供する当社の設備上に契約者が保管するデータをいいます。</p> <p>「データ保護影響評価（Data Protection Impact Assessments）」および「データ主体(Data Subject)」とは、GDPR に定める意味を有します。</p> <p>「データ保護法」とは、GDPR を含む欧州連合または加盟国の個人情報の保護に関する法令をいいます。</p> <p>「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。</p> <p>「エンドユーザ」とは、契約者を通じて本サービスを使用するか、契約者に対して提供された本サービスにアクセスする者をいいます。</p> <p>「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で2016年4月27日に欧州議会および作業部会により制定された規則（EU）2016/679であり、EUデータ保護指令（95/46/EC）を引き継ぐものをいいます。</p> <p>「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先（emailアドレス及び住所を含む。）などの識別子を参照することによって直接的または間接的に特定することができる、識別された、または識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。</p> <p>「処理」または「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正または変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知またはその他周知を可能なものにする、整理また</p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>は結合、制限、消去または破壊することなど、<u>自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データまたは個人データの集合に対して行われるあらゆる作業または一連の作業をいいます。</u></p> <p><u>「(データ) 処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。</u></p> <p><u>「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切または不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティまたは機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。</u></p> <p><u>「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理者をいいます。</u></p> <p><u>「移転措置」とは、プライバシーシールド、標準契約条項、および欧州委員会によって個人データ保護の十分性認定を受けていない国への個人データの移転を可能にする全ての移転措置をいいます。</u></p> <p><u>第2章. 当社が行う個人データの処理に関する条件</u></p> <p><u>1.処理の目的</u></p> <p><u>当社は本条件に基づき個人データを処理する場合、データ保護法を遵守するものします。当社は、本契約に定められた当社設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む本サービスの提供に必要な範囲で契約者が本サービスに送信したデータに含まれる個人データを処理するものとしします。当社は契約者が提供する個人データの内容を把握しておりません。</u></p> <p><u>2.当社のデータ保護義務</u></p> <p><u>2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します；</u></p>	<p>は結合、制限、消去または破壊することなど、<u>自動的な手段であるか否かにかかわらず、EEA個人データまたはEEA個人データの集合に対して行われるあらゆる作業または一連の作業をいいます。</u></p> <p><u>「(データ) 処理者」とは、管理者のために、EEA個人データを処理する者をいいます。</u></p> <p><u>「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていないEEA個人データの不適切または不正な取得を誘発し、EEA個人データのセキュリティまたは機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。</u></p> <p><u>「再委託先」とは、当社がEEA個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理者をいいます。</u></p> <p><u>第2章. 当社が行うEEA個人データの処理に関する条件</u></p> <p><u>1.処理の目的</u></p> <p><u>当社は本条件に基づきEEA個人データを処理するものします。当社は、本契約に定められた当社設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む本サービスの提供に必要な範囲で契約者が本サービスに送信したデータに含まれるEEA個人データを処理するものとしします。当社は契約者が提供するEEA個人データの内容を把握しておりません。</u></p> <p><u>2.当社のデータ保護義務</u></p> <p><u>2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します；</u></p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p><u>2.1.1 契約者からの本サービスの申込に基づいてのみ個人データを処理または移転します。</u></p> <p>2.1.2 契約者に要求された場合、データ保護法に定められた契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います</p> <p>(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。</p> <p><u>(ii) 求められた場合、個人データの違反に関する当局への通知、及び個人データに関するデータ主体への通知を行うこと。</u></p> <p>(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。</p> <p>契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとします。</p> <p><u>2.2 当社は、従業員または代理人またはその他個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。</u></p> <p><u>2.3 本契約における個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとします。契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。</u></p> <p>3. 当社のデータセキュリティに関する義務</p> <p><u>3.1 当社は個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的または違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報の不正な開示またはアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。</u></p> <p><u>3.1.1 必要かつ適切な場合、個人データの仮名化及び暗号化</u></p>	<p><u>2.1.1 契約者からの本サービスの申込に基づいてのみEEA個人データを処理または移転します。</u></p> <p>2.1.2 契約者に要求された場合、データ保護法に定められた契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います</p> <p>(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。</p> <p><u>(ii) 求められた場合、EEA個人データの違反に関する当局への通知、及びEEA個人データに関するデータ主体への通知を行うこと。</u></p> <p>(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。</p> <p>契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとします。</p> <p><u>2.2 当社は、従業員または代理人またはその他EEA個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。</u></p> <p><u>2.3 本契約におけるEEA個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとします。契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。</u></p> <p>3. 当社のデータセキュリティに関する義務</p> <p><u>3.1 当社はEEA個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的または違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報の不正な開示またはアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。</u></p> <p><u>3.1.1 必要かつ適切な場合、EEA個人データの仮名化及び暗号化</u></p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社設備及び本サービスの復旧を確実にする能力。</p> <p>3.1.3 物理的又は技術的事故の場合に時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。</p> <p>3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。</p> <p>3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。</p> <p><u>3.2 当社は個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合すみやかに契約者に通知を行います。</u></p> <p><u>4. 契約終了時の個人データの取扱い</u> 本規約または法令等において定めがない限り、本サービスの終了に伴い、当社が保管する個人データを削除します。</p> <p><u>5. 個人データの EEA 域外移転</u> 本章第 5 条および第 6 条 3 項は個人データの EEA 域外への保管・EEA 域外からのアクセスがある場合に適用されます。 本章第 6 条に関わらず、当社は有効な移転措置がある場合は、欧州委員会が保護に関して十分なレベルを保証している旨を決定していない EEA 域外の国へ個人データを移転することができます。他の有効な移転措置が適用されない限り、かかる移転はデータ輸出者である契約者（契約者が処理者となる場合も含まれます。）と合意した別紙 5 標準契約条項（処理者）に基づいて行われます。</p> <p>6. 再委託先の利用</p>	<p>3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社設備及び本サービスの復旧を確実にする能力。</p> <p>3.1.3 物理的又は技術的事故の場合に時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。</p> <p>3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。</p> <p>3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。</p> <p><u>3.2 当社はEEA個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合すみやかに契約者に通知を行います。</u></p> <p><u>4. 契約終了時のEEA個人データの取扱い</u> 本規約または法令等において定めがない限り、本サービスの終了に伴い、当社が保管するEEA個人データを削除します。</p> <p><u>5. EEA個人データのEEA域外移転</u> 本章第5条および第6条3項はEEA個人データのEEA域外への保管・EEA域外からのアクセスがある場合に適用されます。 本章第6条に関わらず、本サービスの利用によるEEA個人データの欧州経済地域から日本への移転は、GDPR第45条に基づく十分性認定に依拠して行うものとしします。</p> <p>6. 再委託先の利用</p>

～2022年3月31日

6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別紙6に記載します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合には、別紙6に新しい再委託先を示します。契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合、適切な期間内（遅くともリストの最終更新日から30日以内）に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護または個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合は、契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約またはEEAの法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約またはかかる手段は、本条件の第2章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社が本サービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、またはその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していない EEA 域外の地域に位置する場合、契約者（契約者自身または管理者である契約者の関連会社、エンドユーザーまたは顧客）は、本章第5条に定める標準契約条項（処理者）におけるデータ輸出者である契約

2022年4月1日～

6.1 当社がEEA個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別紙6に記載します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合には、再委託先が開始される前に合理的期間をもって契約者が異議を申し立てることができるよう新しい再委託先との契約の有効日の45日前までに契約者へ通知します。契約者はサービス提供に関わる新しい再委託先がEEA個人データの保護またはEEA個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に当社からの再委託先追加の通知から15日以内に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合は、契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。協議開始後15日以内に解決が得られない場合、各当事者は相手方当事者に対する書面による通知を持って本規約を解約することができるものとします。

6.2 当社はEEA個人データの処理に関し、EEA個人データを処理する再委託先と書面による契約またはEEAの法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約またはかかる手段は、本条件の第2章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社が本サービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、またはその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していない EEA 域外の地域に位置する場合、契約者（契約者自身または管理者である契約者の関連会社、エンドユーザーまたは顧客）は、当社が個人情報保護法第24条に準拠してEEA個人データを再委託先に取り扱わ

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>者（契約者自身または管理者である契約者の関連会社、エンドユーザ、または顧客）の代理人として、当社が当該委託先と標準契約条項（処理者）を締結することに合意します。</p> <p>7 監査と情報</p> <p>7.1 契約者は当社及び関連会社、またはそのいずれか一方（または、当社及び関連会社、またはそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社が GDPR 第 28 条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、当社が適切と定める範囲で監査を実施します。かかる監査は本章第 3 条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。</p> <p>7.2 契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。</p> <p>7.3 当社は、契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します；</p> <p>7.3.1 当社と契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合には）データ保護責任者</p> <p>7.3.2 （該当する場合には）個人データの第三国への移転情報</p> <p>7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要</p> <p>8 損害賠償</p> <p>8.1 契約者は、全てのデータ保護法に準拠し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第 6.3 条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。</p>	<p>せることに合意します。</p> <p>7 監査と情報</p> <p>7.1 契約者は当社及び関連会社、またはそのいずれか一方（または、当社及び関連会社、またはそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社が GDPR 第 28 条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、当社が適切と定める範囲で監査を実施します。かかる監査は本章第 3 条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。</p> <p>7.2 契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。</p> <p>7.3 当社は、契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します；</p> <p>7.3.1 当社と契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合には）データ保護責任者</p> <p>7.3.2 （該当する場合には）EEA個人データの第三国への移転情報</p> <p>7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要</p> <p>8 損害賠償</p> <p>8.1 契約者は、全てのデータ保護法に準拠し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第 6.3 条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。</p>

～2022年3月31日

2022年4月1日～

8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社は契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします；

[\(i\)個人データの処理における当社の故意・重過失による場合](#)

(ii)契約者の合法的な指示に基づかない、または反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合

(iii)その他法令上、除外することのできない責任

第3章 (略)

8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社は契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします；

[\(i\)EEA個人データの処理における当社の故意・重過失による場合](#)

(ii)契約者の合法的な指示に基づかない、または反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合

(iii)その他法令上、除外することのできない責任

第3章 (略)

～2022年3月31日

2022年4月1日～

別紙5 標準契約条項（処理者）

標準契約条項（処理者）の日本語訳は、標準契約条項仮訳（JETRO）を参照してください。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/8d894f365ea5c3a7/20170116_2010_593.pdf

—

For the purposes of Article 26(2) of Directive 95/46/EC for the transfer of personal data to processors established in third countries which do not ensure an adequate level of data protection

(between the data exporter as controller and data importer as processor)

each a “party”; together “the parties”,

HAVE AGREED on the following Contractual Clauses (the Clauses) in order to adduce adequate safeguards with respect to the protection of privacy and fundamental rights and freedoms of individuals for the transfer by the data exporter to the data importer of the personal data specified in Appendix 1.

—

Clause 1

Definitions

For the purposes of the Clauses:

(a) ‘personal data’, ‘special categories of data’, ‘process/processing’, ‘controller’, ‘processor’, ‘data subject’ and ‘supervisory authority’ shall have the same meaning as

別紙5 UK一般データ保護規則条件

本UK一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、本サービスの提供における契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、契約者がUK個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるもの
とします。

第1章、定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、AI翻訳プラットフォームサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「当社設備」とは、本サービス提供のために当社により所有、リース、または提供される設備をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「（データ）管理者」とは、単独でまたは共同してUK個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

「契約者データ」とは、当社が提供・管理するソフトウェアまたはシステムにより本サービスの一部として提供する当社の設備上に契約者が保管するデータをいいます。

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>in Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data;</p> <p>(b) ‘the data exporter’ means the controller who transfers the personal data;</p> <p>(c) ‘the data importer’ means the processor who agrees to receive from the data exporter personal data intended for processing on his behalf after the transfer in accordance with his instructions and the terms of the Clauses and who is not subject to a third country’s system ensuring adequate protection within the meaning of Article 25(1) of Directive 95/46/EC;</p> <p>(d) ‘the subprocessor’ means any processor engaged by the data importer or by any other subprocessor of the data importer who agrees to receive from the data importer or from any other subprocessor of the data importer personal data exclusively intended for processing activities to be carried out on behalf of the data exporter after the transfer in accordance with his instructions, the terms of the Clauses and the terms of the written subcontract;</p> <p>(e) ‘the applicable data protection law’ means the legislation protecting the fundamental rights and freedoms of individuals and, in particular, their right to privacy with respect to the processing of personal data applicable to a data controller in the Member State in which the data exporter is established;</p> <p>(f) ‘technical and organisational security measures’ means those measures aimed at protecting personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss,</p>	<p>「データ保護影響評価 (Data Protection Impact Assessments) 」および「データ主体(Data Subject)」とは、UK GDPRに定める意味を有します。</p> <p>「データ保護法」とは、UK GDPRを含むUKの個人情報の保護に関する法令をいいます。</p> <p>「UK」とは、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国 (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) をいいます。</p> <p>「エンドユーザ」とは、契約者を通じて本サービスを使用するか、契約者に対して提供された本サービスにアクセスする者をいいます。</p> <p>「UK GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で2016年4月27日に欧州議会および作業部会により制定された規則 (EU) 2016/679が、the Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit) Regulations 2019 (as amended by the Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc)(EU Exit) Regulations 2020によって、UK国内法化されたものをいいます。</p> <p>「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先 (emailアドレス及び住所を含む。) などの識別子を参照することによって直接的または間接的に特定することができる、識別された、または識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。</p> <p>「処理」または「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正または変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知またはその他周知を可能なものにする、整理または結合、制限、消去または破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、UK個人データまたはUK個人データの集合に対して行われるあらゆる作業または一連の作業をいいます。</p> <p>「(データ) 処理者」とは、管理者のために、UK個人データを処理する者をいいます。</p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing.</p> <p>Clause 2</p> <p>Details of the transfer</p> <p>The details of the transfer and in particular the special categories of personal data where applicable are specified in Appendix 1 which forms an integral part of the Clauses.</p> <p>Clause 3</p> <p>Third-party beneficiary clause</p> <p>1. The data subject can enforce against the data exporter this Clause, Clause 4(b) to (i), Clause 5(a) to (e), and (g) to (j), Clause 6(1) and (2), Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12 as third-party beneficiary.</p> <p>2. The data subject can enforce against the data importer this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where the data exporter has factually disappeared or has ceased to exist in law unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law, as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity.</p>	<p>「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていないUK個人データの不適切または不正な取得を誘発し、UK個人データのセキュリティまたは機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。</p> <p>「再委託先」とは、当社がUK個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理者をいいます。</p> <p>第2章. 当社が行うUK個人データの処理に関する条件</p> <p>1.処理の目的</p> <p>当社は本条件に基づきUK個人データを処理するものします。当社は、本契約に定められた当社設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む本サービスの提供に必要な範囲で契約者が本サービスに送信したデータに含まれるUK個人データを処理するものとしします。当社は契約者が提供するUK個人データの内容を把握しておりません。</p> <p>2.当社のデータ保護義務</p> <p>2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します；</p> <p>2.1.1 契約者からの本サービスの申込に基づいてのみUK個人データを処理または移転しません。</p> <p>2.1.2 契約者に要求された場合、データ保護法に定められた契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います</p> <p>(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。</p> <p>(ii) 求められた場合、UK個人データの違反に関する当局への通知、及びUK個人データに関するデータ主体への通知を行うこと。</p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p><u>3. The data subject can enforce against the subprocessor this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.</u></p> <p><u>4.The parties do not object to a data subject being represented by an association or other body if the data subject so expressly wishes and if permitted by national law.</u></p> <p><u>Clause 4</u></p> <p><u>Obligations of the data exporter</u></p> <p><u>The data exporter agrees and warrants:</u></p> <p><u>(a) that the processing, including the transfer itself, of the personal data has been and will continue to be carried out in accordance with the relevant provisions of the applicable data protection law (and, where applicable, has been notified to the relevant authorities of the Member State where the data exporter is established) and does not violate the relevant provisions of that State;</u></p> <p><u>(b) that it has instructed and throughout the duration of the personal data processing services will instruct the data importer to process the personal data transferred only</u></p>	<p><u>(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。</u></p> <p><u>契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとします。</u></p> <p><u>2.2 当社は、従業員または代理人またはその他UK個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。</u></p> <p><u>2.3 本契約におけるUK個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとします。契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。</u></p> <p><u>3. 当社のデータセキュリティに関する義務</u></p> <p><u>3.1 当社はUK個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的または違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報への不正な開示またはアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。</u></p> <p><u>3.1.1 必要かつ適切な場合、UK個人データの仮名化及び暗号化</u></p> <p><u>3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社設備及び本サービスの復旧を確実にする能力。</u></p> <p><u>3.1.3 物理的又は技術的事故の場合に時宜を得た方法で可用性を復旧し、UK個人データにアクセスする能力。</u></p> <p><u>3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。</u></p> <p><u>3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。</u></p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p><u>on the data exporter's behalf and in accordance with the applicable data protection law and the Clauses;</u></p> <p><u>(c) that the data importer will provide sufficient guarantees in respect of the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 to this contract;</u></p> <p><u>(d) that after assessment of the requirements of the applicable data protection law, the security measures are appropriate to protect personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing, and that these measures ensure a level of security appropriate to the risks presented by the processing and the nature of the data to be protected having regard to the state of the art and the cost of their implementation;</u></p> <p><u>(e) that it will ensure compliance with the security measures;</u></p> <p><u>(f) that, if the transfer involves special categories of data, the data subject has been informed or will be informed before, or as soon as possible after, the transfer that its data could be transmitted to a third country not providing adequate protection within the meaning of Directive 95/46/EC;</u></p> <p><u>(g) to forward any notification received from the data importer or any subprocessor pursuant to Clause 5(b) and Clause 8(3) to the data protection supervisory authority if the data exporter decides to continue the transfer or to lift the suspension;</u></p>	<p><u>3.2 当社はUK個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合すみやかに契約者に通知を行います。</u></p> <p><u>4. 契約終了時のUK個人データの取扱い</u> <u>本規約または法令等において定めがない限り、本サービスの終了に伴い、当社が保管するUK個人データを削除します。</u></p> <p><u>5. UK個人データのUK国外移転</u> <u>本章第5条および第6条3項はUK個人データのUK国外への保管・UK国外からのアクセスがある場合に適用されます。</u> <u>本章第6条に関わらず、本サービスの利用によるUK個人データのUKから日本への移転は、UK GDPR第45条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。</u></p> <p><u>6. 再委託先の利用</u></p> <p><u>6.1 当社がUK個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別紙6に記載します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合には、再委託が開始される前に合理的期間をもって契約者が異議を申し立てることができるよう新しい再委託先との契約の有効日の45日前までに契約者へ通知します。契約者はサービス提供に関わる新しい再委託先がUK個人データの保護またはUK個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に当社からの再委託先追加の通知から15日以内に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合は、契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。協議開始後15日以内に解決が得られない場合、各当事者は相手方当事者に対する書面による通知を持って本規約を解約することができるものとします。</u></p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p><u>(h) to make available to the data subjects upon request a copy of the Clauses, with the exception of Appendix 2, and a summary description of the security measures, as well as a copy of any contract for subprocessing services which has to be made in accordance with the Clauses, unless the Clauses or the contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information;</u></p> <p><u>(i) that, in the event of subprocessing, the processing activity is carried out in accordance with Clause 11 by a subprocessor providing at least the same level of protection for the personal data and the rights of data subject as the data importer under the Clauses; and</u></p> <p><u>(j) that it will ensure compliance with Clause 4(a) to (i).</u></p> <p><u>Clause 5</u></p> <p><u>Obligations of the data importer</u></p> <p><u>The data importer agrees and warrants:</u></p> <p><u>(a) to process the personal data only on behalf of the data exporter and in compliance with its instructions and the Clauses; if it cannot provide such compliance for whatever reasons, it agrees to inform promptly the data exporter of its inability to comply, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;</u></p> <p><u>(b) that it has no reason to believe that the legislation applicable to it prevents it from fulfilling the instructions received from the data exporter and its obligations under the contract and that in the event of a change in this legislation which is likely to have a</u></p>	<p><u>6.2 当社はUK個人データの処理に関し、UK個人データを処理する再委託先と書面による契約またはUKの法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約またはかかる手段は、本条件の第2章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。</u></p> <p><u>6.3 当社が本サービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、またはその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合、その再委託先がUK政府が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していないUK国外の地域に位置する場合、契約者（契約者自身または管理者である契約者の関連会社、エンドユーザまたは顧客）は、当社が個人情報保護法第24条に準拠してUK個人データを再委託先に取り扱わせることに合意します。</u></p> <p><u>7 監査と情報</u></p> <p><u>7.1 契約者は当社及び関連会社、またはそのいずれか一方（または、当社及び関連会社、またはそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社がUK GDPR第28条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、当社が適切と定める範囲で監査を実施します。かかる監査は本章第3条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。</u></p> <p><u>7.2 契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。</u></p> <p><u>7.3 当社は、契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します；</u></p> <p><u>7.3.1 当社と契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合には）データ保護責任者</u></p> <p><u>7.3.2 （該当する場合には）UK個人データの第三国への移転情報</u></p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p><u>substantial adverse effect on the warranties and obligations provided by the Clauses, it will promptly notify the change to the data exporter as soon as it is aware, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;</u></p> <p><u>(c) that it has implemented the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 before processing the personal data transferred;</u></p> <p><u>(d) that it will promptly notify the data exporter about:</u></p> <p><u>(i) any legally binding request for disclosure of the personal data by a law enforcement authority unless otherwise prohibited, such as a prohibition under criminal law to preserve the confidentiality of a law enforcement investigation,</u></p> <p><u>(ii) any accidental or unauthorised access, and</u></p> <p><u>(iii) any request received directly from the data subjects without responding to that request, unless it has been otherwise authorised to do so;</u></p> <p><u>(e) to deal promptly and properly with all inquiries from the data exporter relating to its processing of the personal data subject to the transfer and to abide by the advice of the supervisory authority with regard to the processing of the data transferred;</u></p> <p><u>(f) at the request of the data exporter to submit its data processing facilities for audit of the processing activities covered by the Clauses which shall be carried out by the data exporter or an inspection body composed of independent members and in possession of the required professional qualifications bound by a duty of</u></p>	<p><u>7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要</u></p> <p><u>8 損害賠償</u></p> <p><u>8.1 契約者は、全てのデータ保護法に準拠し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第6.3条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。</u></p> <p><u>8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社は契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします；</u></p> <p><u>(i)UK個人データの処理における当社の故意・重過失による場合</u></p> <p><u>(ii)契約者の合法的な指示に基づかない、または反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合</u></p> <p><u>(iii)当社の過失による死亡もしくは身体損傷</u></p> <p><u>(iv)詐欺または詐欺的不実表示への責任</u></p> <p><u>(v)その他法令上、除外することのできない責任</u></p> <p><u>第3章 一般条項</u></p> <p><u>1.契約者の責任</u></p> <p><u>契約者が本条件またはデータ保護法に違反したことに起因して発生した第三者（データ主体及び監督当局を含みます。）からのクレームに関しては、契約者が責任を負うものとし、当社に対して補償し、当社が損害を被らないよう保護するものとします。</u></p> <p><u>2.期間と契約終了</u></p> <p><u>本条件は本サービス提供期間と同じ期間有効です。</u></p>

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p><u>confidentiality, selected by the data exporter, where applicable, in agreement with the supervisory authority;</u></p> <p><u>(g) to make available to the data subject upon request a copy of the Clauses, or any existing contract for subprocessing, unless the Clauses or contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information, with the exception of Appendix 2 which shall be replaced by a summary description of the security measures in those cases where the data subject is unable to obtain a copy from the data exporter;</u></p> <p><u>(h) that, in the event of subprocessing, it has previously informed the data exporter and obtained its prior written consent;</u></p> <p><u>(i) that the processing services by the subprocessor will be carried out in accordance with Clause 11;</u></p> <p><u>(j) to send promptly a copy of any subprocessor agreement it concludes under the Clauses to the data exporter.</u></p> <p><u>Clause 6</u></p> <p><u>Liability</u></p> <p><u>1. The parties agree that any data subject, who has suffered damage as a result of any breach of the obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 by any party or subprocessor is entitled to receive compensation from the data exporter for the damage suffered.</u></p>	<p><u>3 準拠法</u></p> <p><u>3.1 本条件は日本法に準拠します。</u></p> <p><u>3.2 契約者及び当社は、本条件に関して生じた全ての紛争は専属的な管轄権を有する東京地方裁判所に付すことにします。</u></p>

～2022年3月31日

2022年4月1日～

2. If a data subject is not able to bring a claim for compensation in accordance with paragraph 1 against the data exporter, arising out of a breach by the data importer or his subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11, because the data exporter has factually disappeared or ceased to exist in law or has become insolvent, the data importer agrees that the data subject may issue a claim against the data importer as if it were the data exporter, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity.

The data importer may not rely on a breach by a subprocessor of its obligations in order to avoid its own liabilities.

3. If a data subject is not able to bring a claim against the data exporter or the data importer referred to in paragraphs 1 and 2, arising out of a breach by the subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 because both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, the subprocessor agrees that the data subject may issue a claim against the data subprocessor with regard to its own processing operations under the Clauses as if it were the data exporter or the data importer, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law, in which case the

～2022年3月31日

2022年4月1日～

data subject can enforce its rights against such entity. The liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

Clause 7

Mediation and jurisdiction

1. The data importer agrees that if the data subject invokes against it third-party beneficiary rights and/or claims compensation for damages under the Clauses, the data importer will accept the decision of the data subject:

(a) to refer the dispute to mediation, by an independent person or, where applicable, by the supervisory authority;

(b) to refer the dispute to the courts in the Member State in which the data exporter is established.

2. The parties agree that the choice made by the data subject will not prejudice its substantive or procedural rights to seek remedies in accordance with other provisions of national or international law.

Clause 8

Cooperation with supervisory authorities

1. The data exporter agrees to deposit a copy of this contract with the supervisory authority if it so requests or if such deposit is required under the applicable data protection law.

2. The parties agree that the supervisory authority has the right to conduct an audit of the data importer, and of any subprocessor, which has the same scope and is

～2022年3月31日

2022年4月1日～

subject to the same conditions as would apply to an audit of the data exporter under the applicable data protection law.

3. The data importer shall promptly inform the data exporter about the existence of legislation applicable to it or any subprocessor preventing the conduct of an audit of the data importer, or any subprocessor, pursuant to paragraph 2. In such a case the data exporter shall be entitled to take the measures foreseen in Clause 5 (b).

Clause 9

Governing Law

The Clauses shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely per the overhead agreement).

Clause 10

Variation of the contract

The parties undertake not to vary or modify the Clauses. This does not preclude the parties from adding clauses on business related issues where required as long as they do not contradict the Clause.

Clause 11

Subprocessing

1. The data importer shall not subcontract any of its processing operations performed on behalf of the data exporter under the Clauses without the prior written consent of the data exporter. Where the data importer subcontracts its obligations under the Clauses, with the consent of the data exporter, it shall do so only by way of a written

～2022年3月31日

2022年4月1日～

agreement with the subprocessor which imposes the same obligations on the subprocessor as are imposed on the data importer under the Clauses. Where the subprocessor fails to fulfil its data protection obligations under such written agreement the data importer shall remain fully liable to the data exporter for the performance of the subprocessor's obligations under such agreement.

2. The prior written contract between the data importer and the subprocessor shall also provide for a third-party beneficiary clause as laid down in Clause 3 for cases where the data subject is not able to bring the claim for compensation referred to in paragraph 1 of Clause 6 against the data exporter or the data importer because they have factually disappeared or have ceased to exist in law or have become insolvent and no successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

3. The provisions relating to data protection aspects for subprocessing of the contract referred to in paragraph 1 shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely as set out in the overhead agreement).

4. The data exporter shall keep a list of subprocessing agreements concluded under the Clauses and notified by the data importer pursuant to Clause 5 (j), which shall be updated at least once a year. The list shall be available to the data exporter's data protection supervisory authority.

Clause 12

～2022年3月31日

2022年4月1日～

Obligation after the termination of personal data processing services

1. The parties agree that on the termination of the provision of data processing services, the data importer and the subprocessor shall, at the choice of the data exporter, return all the personal data transferred and the copies thereof to the data exporter or shall destroy all the personal data and certify to the data exporter that it has done so, unless legislation imposed upon the data importer prevents it from returning or destroying all or part of the personal data transferred. In that case, the data importer warrants that it will guarantee the confidentiality of the personal data transferred and will not actively process the personal data transferred anymore.

2. The data importer and the subprocessor warrant that upon request of the data exporter and/or of the supervisory authority, it will submit its data processing facilities for an audit of the measures referred to in paragraph 1.

-

Appendix 1

データ輸出者: データ輸出者は AI 翻訳プラットフォームサービス契約者です。データ輸出者はデータ輸入者が提供するサービスにおいてデータを保存します。

データ輸入者: データ輸入者は、当社です。データ輸入者はデータ輸出者にサービスを提供する中でデータを保存する機能を提供します。

データ主体: データ主体には、データ輸出者の従業員、委託先、協力者および顧客などのエンドユーザが含まれます。データ主体には、データ輸入者が提供する AI 翻訳プラットフォーム

～2022年3月31日

2022年4月1日～

サービスのユーザに個人情報を伝達または移転することを試みる個人が含まれる場合もあります。

データの種類：：契約者が AI 翻訳プラットフォームサービス上にアップロード・保管する全ての EEA 個人データであり、データ主体の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

処理業務と期間：本サービスの提供期間中、提供に必要な範囲かつ、本規約に定める通りの処理を行います。

Appendix 2

データ輸入者は、以下を順守する義務を負います。

データ輸入者は、取扱により起こるリスク（特に送信、保存又はその他の取扱いがなされた個人データの偶発的又は不正な破棄、紛失、改変、不正開示若しくはアクセスに伴うリスク）に適切な水準のセキュリティを保証するため、以下を含む、適切な技術的及び組織的な措置を講じます。

(a) 必要かつ適切な場合、個人データに仮名化及び暗号化の利用、

(b) 必要かつ適切な場合、データ輸入者のシステム及び本サービスの継続的な機密性、完全性、可用性及び復元性を確保するための措置、

(c) 必要かつ適切な場合、物理的又は技術的なインシデントが発生した場合に、適時に個人データの可用性及び個人データへのアクセスを回復すること

(d) 必要かつ適切な場合、個人データの取扱処理の安全性を保証するための技術的及び組織的措置の有効性を定期的に試験、診断及び評価するプロセス、

～2022年3月31日

2022年4月1日～

(e) 適用されるデータ保護法令によりデータ輸入者に義務付けられる他の措置。